

O1-041

大阪市における児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業所における発達障がい者支援状況に関する調査

峯川 章子^{1,2}

¹大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター
発達障がい者支援室、

²同 診療所小児科

【目的】

平成17年に発達障害者支援法が施行され10年以上経過し、「発達障がい」という名称は広く知られてきている。また平成24年4月施行の改正児童福祉法により、発達障がい児を支援する事業所も増加し、とりわけ児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は著しく増加している。発達障がい児についても身近な地域の指定事業所において支援を受けることが可能になった。このような状況を踏まえ、これら事業所の発達障がい児の受け入れ状況、支援内容や課題等の現状について把握分析することにより、今後の更なる発達障がい児支援の充実に向けて資するために調査を実施した。

【対象】

平成28年4月1日現在指定されている大阪市内の「指定児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」、計288か所

【方法】

自記式アンケート用紙を郵送し、発達障がい児の受け入れ状況、支援の実施状況、アセスメント方法、研修の実施状況及び支援にあたっての不足要素・課題について記入の上、FAXにより回収した。

【結果】

対象事業所の288か所のうち、192か所より回答が得られた(回収率66.7%)。児童発達支援・放課後等デイサービスの両方を実施が126か所、放課後等デイサービスのみ実施が61か所、児童発達支援のみが5か所であった。これらの定員設定数の総計は、未就学児1020人、就学児1675人であった。発達障がい児を受け入れている事業所は180か所(93.8%)であり、登録児童数に対する発達障がい児の割合は未就学児で80%、就学児の70%を占めている。各事業所で導入している支援手法について最も多くみられたのは複数回答でコミュニケーション支援122か所(67.8%)、視覚支援119か所、感覚統合86か所であった。支援にあっている職員の職種として、児童指導員137か所(76.1%)、保育士105か所(58.3%)が多く挙げられていた。アセスメント方法として、保護者情報が50か所(27.8%)が最も多かった一方で回答なし(未記入)が68か所(37.8%)であり、発達検査等客観的評価を実施している事業所は30か所(16.6%)に止まっていた。支援や受け入れにあたっての課題として最も多く挙げられていたのが専門性など職員に関することが最も多く挙げられていた。

【考察】

以上より、支援機関の専門性等の資質の向上や充実が課題として考えられる。行政としては機関支援、情報提供をより一層充実して提供できるよう取り組んでいきたい。